

個人情報保護委員会（第 336 回）議事概要

- 1 日 時：令和 7 年 10 月 15 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、
梶田委員、高村委員、小笠原委員、穴戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、
戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題 1：日本私立学校振興・共済事業団（公的年金業務等に関する事務及び短期給付に関する事務）の全項目評価書について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「1 点、質問させていただく。評価書の 31 ページや 39 ページのリスク対策のうち、「事業者が特定個人情報を一時的に使用可能となるように私学事業団が対応する」との記載があるが、この「対応」の具体的な内容を教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「私学事業団における具体的な対応として、私学事業団のシステム管理者が、委託先事業者の申請に基づき、アクセス権限を付与し、アクセス可能な領域に特定個人情報ファイルを格納し、作業させること、作業に当たっては、私学事業団の職員が立会いの下、私学事業団の管理する端末を用いて委託先事業者に特定個人情報ファイルへアクセスさせることが予定されている」旨の発言があった。

清水委員から「私学事業団では、公的年金業務システム及び短期給付システムに係るシステム開発、維持管理業務について、これまで委託先事業者が特定個人情報を取り扱わない運用としていたところ、システム障害等が発生した際、例外的に特定個人情報の格納されたデータベースにアクセスし、特定個人情報ファイルの取扱いが行えるよう、今般の再実施において委託事項を追加したものと理解した。

委託先事業者は、あくまで私学事業団との契約や協議などの取決めにに基づき、特定個人情報ファイルを取り扱うことから、私学事業団においては、委託業務に係る漏えい等のリスクを統制するための具体的な実施手順等を整備し、運用することが重要と考える。

そのため、先ほどの御説明にもあった実施予定事項に関して、私学事業団の責任者の承認の下、作業現場の立会い、アカウントやアクセス権限の限定的な付与、作業ごとの報告書の受理及び内容の検証などを網羅的かつ適正に実施し、委託先事業者に対する監督義務を果たしていただきたい」旨の発言があった。

本評価書について承認され、日本私立学校振興・共済事業団に対し、評価書が承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

以上